

浄化槽設置届出書

年 月 日

尾道市上下水道事業管理者 様

設置者の住所 (〒 -)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ②その他		
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積			m ²
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処理能力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/L	
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他()		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号	届一第号 登一第号
9 着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始 予定年月日	年 月 日
11 付近の見取図	別紙のとおり		
12 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

- (注意) 1 2欄, 3欄及び7欄は, 該当する事項を○で囲むこと。
 2 11欄は, 設置位置, 河川又は主要下水路への放流経路, 放流先, 方位, 道路及び目標となる地物を明示した図面を添付すること。
 3 12欄は, 処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

浄化槽設置管理票

1 事務処理欄 記入不要

整理番号					届出種別	1. 登録 2. 変更
受理等年月日	年	月	日		設置区分	1. 設置届 2. 建築確認
					確認番号	

2 設置者記入欄

設置者	ふりがな		電話番号	
	氏名			
設置場所	ふりがな			
	住所(建物名まで記入)	〒		
管理者	ふりがな		電話番号	
	氏名			
	ふりがな			
	住所(建物名まで記入)	〒		
	ふりがな			
	浄化槽技術管理者氏名			
*設置理由		1. 建物の新築・建替 2. 汲取りから浄化槽へ変更 3. 単独浄化槽から合併浄化槽へ変更 4. 合併浄化槽の付替え 5. その他 ()		
浄化槽のメーカー		浄化槽型式		
浄化槽処理方式		*合併単独区分	1. 合併 2. 単独	
処理対象人員	人槽	*補助金の有無	1. 有 2. 無	
*建物種別		1. 住宅 2. 共同住宅 3. 宿泊施設等 4. 医療施設等 5. 店舗等 6. 娯楽施設等 7. 自動車車庫等 8. 学校施設等 9. 集会場施設等 10. 事務所関係 11. 作業所関係 12. その他		

*該当する番号に○印をつけること

注: 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4号（第8条関係）

新 設

年 月 日

公益社団法人 広島県環境保全センター 御中

設置者

住 所 〒

氏名又は名称

TEL () -

官公署、事業所等の場合は連絡担当者の氏名、
部署名を御記入ください。

担当者 氏 名

部 課 名

浄化槽法定検査依頼書

浄化槽法第7条第1項の規定により、次のとおり浄化槽の水質検査を依頼します。

使用開始予定年月日 年 月 日

氏名又は名称	設置場所	人槽	単独・ 合併 の区分	建物の 用途	備 考
			合 併		
設置場所の付近見取図（近くに目標となるような建物がありましたら御記入ください。）					

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

尾道市上下水道事業管理者 様

設置者 住所 〒

氏名

（本人が署名してください。）

法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
並びに代表者印の押印

誓 約 書

この度私が設置する浄化槽については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、浄化槽関係法令及び尾道市浄化槽取扱指導要綱を遵守するとともに、放流先等の関係者との間に紛争が生じないように努め、紛争が生じた場合は、責任をもって解決し、万全の措置をとることを誓約します。

【浄化槽法抜粋】

（設置後等の水質検査）

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

（定期検査）

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

尾道市上下水道事業管理者 様

浄化槽設置者 住 所

氏 名

住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い

私の住宅については使用状況が次のとおりであり、し尿浄化槽の処理対象人員が『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS-A3302-2000）』の建築物用途別処理対象人員算定基準の表による算定では明らかに実情に添わないため、同算定基準ただし書の適用をお願いします。

1	設置場所				
2	住宅の規模 (延べ面積)	住宅部分	m ²		
		その他の用途部分	m ²		
3	従前に設置している浄化槽	有 ・ 無 (人槽)			
4	居住人員及び 居住者名	JIS式対象人員	人		
		実居住人員 ※1	人		
		予定居住人員※2	人		
		当該住宅に居住する者 (居住予定者を含む。) ※3	氏 名	続 柄	
5	井戸水等使用の有無	1 使用していない 2 使用している			
6	年間最大水道使用量実績 ※4	リットル／戸・日			
7	年間最大井戸水等使用水量実績 ※5	リットル／戸・日			
8	予測水道使用量 ※6	リットル／戸・日			

注：※1及び※2が3人以下である場合は、項目5以降に記載する必要はありません。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(裏)

- ※1 現在居住している人員数を記載してください。
- ※2 子供の出生等により世帯人員が増加する予定がある場合は、その人員数を含めた人員数を記載してください。また、世帯人員が増加する予定がない場合は、実居住人員を記載してください。
- ※3 居住予定者は、氏名を括弧書きで記載してください。また、世帯人員の増加が子供の出生等による場合は、「(出生等)」と記載してください。
- ※4 住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第1項第3号により適用する場合は、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料(水道局発行:納入証明書又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し)の内、最も使用量の多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。
また、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※5 住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第1項第3号ロにより適用する場合は、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料(メーター等を設置して井戸水等の使用量が把握できる場合に、概ね2か月ごとにその使用量を記録した資料)の内、最も使用量の多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。
また、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※6 ・水道のみ使用している場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)
= 年間最大水道使用量実績 (ℓ/戸・日) / 実居住人員 × 予定居住人員
- ・井戸水を使用している場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)
= {年間最大水道使用量実績 + 年間最大井戸水等使用量実績 (ℓ/戸・日)}
/ 実居住人員 × 予定居住人員
- ・従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)
= 上記2式で得た値 × 200 / 150

様式第6号（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

尾道市上下水道事業管理者 様

浄化槽設置者 住 所

氏 名

（本人が署名してください。）

今般、尾道市において浄化槽を設置するに当たり、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）』に基づく処理対象人員の算定方法では、住宅の延べ面積が130㎡を超えることにより処理対象人員が7人となり、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

このため、同基準のただし書の適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が5人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては、浄化槽を自らの責任において埋め替える必要があることも十分理解した上で、次の記載事項及び関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

- 1 当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って、1日当たりの最大水道使用量が1,000リットルを超えることとなる人員が居住することはありません。
- 2 浄化槽法に基づく、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、本規定を遵守することにより、生活環境を保全します。
- 3 前記1の項に相違する事態となった場合、並びに定期検査または行政庁が行う検査の結果が「不適正」と判定された場合は、浄化槽の埋め替えを行うなど、行政庁の指導に従い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 4 その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ。）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

尾道市上下水道事業管理者 様

建売業者等の住所（〒 ー ）

氏名

（本人が署名してください。）

法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに代表者印の押印

建売住宅等売買契約に係る引継ぎ誓約書

この度建売住宅等を建設し、次の浄化槽を設置するに当たり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を期するため、次のとおり誓約します。

設置場所

誓約事項

- 1 売渡しに際し、審査済みの浄化槽設置届出書を購入者に引き継ぎ、永久保存が必要であることを説明すること。
- 2 購入者に、浄化槽の管理に必要な資料を配布するなどし、浄化槽の機能、使用方法のほか、保守点検、清掃並びに浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の受検等、浄化槽管理者の義務について説明すること。
- 3 購入者に、浄化槽使用開始報告書、浄化槽管理者変更報告書を配布し、尾道市上下水道事業管理者へ提出する必要があることを説明すること。
- 4 購入者に、浄化槽法第7条に規定する水質検査の依頼書を、浄化槽設置届出に添付し提出していることを説明すること。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。